

# 労基みえ

第200号 令和5年7月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会  
津市上浜町1丁目293-4

TEL (059) 227-1051  
FAX (059) 227-1739

URL <http://www.mierouki.or.jp>  
E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



ムラサキシジミ (鈴鹿市)

## 令和5年度 全国安全週間を迎えて



三重労働局長

金尾文敬

一般社団法人三重労働基準協会連合会及び各地区労働基準協会の皆様方には、日頃から労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も6月を準備期間として、7月1日から7日まで全国安全週間が実施されます。

この全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断されることなく、今回で96回目を迎えます。

この間、事業場では労使が協調して労働災害防止対策を展開し、このご努力により労働災害は長期的には減少してきましたが、近年は、就業人口が高齢化し、高年齢者の労働災害や、転倒、腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。

令和4年の三重県下における労働災害の死亡者数

は、対前年比で8人減少して9人※となり過去最少を記録しました。しかしながら、休業4日以上死傷者数では、対前年比で116人増加して2,317人※となり、残念ながら、「三重労働局第13次労働災害防止計画」の目標である「年間の死傷災害2,000人未満」（アンダー2,000）は達成できませんでした。

※件数には新型コロナウイルス感染症関係を含みません。

このような状況下で労働災害を減少させ、労働者が安全に働くことができる職場環境を築くためには、労使双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、一丸となった取組が求められるところです。そのため、今年度は、

### 『 高める意識と安全行動

### 築こうみんなのゼロ災職場 』

のスローガンの下、全国安全週間を実施します。

三重労働局では、令和5年度を初年度とする「三重労働局第14次労働災害防止計画」を推進するとともに、死亡災害の撲滅と死傷災害2,000人未満を目標とする「令和5年 死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ推進運動」を展開しています。

会員の皆様方におかれましては、本週間を契機に、職場における労働災害防止活動の大切さを再確認し、すべての働く人々が安心して安全に働くことのできる職場を実現いただきますようお願いいたします。

# 令和 5 年度全国安全週間

**期間:7月1日~7日(準備期間 6月1日~6月30日)**

全国安全週間は、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として実施しています。

本年度のスローガンは、

**『 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場 』**

とされました。

事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、一丸となった取組が求められるところです。

この機会に職場における労働災害防止活動の大切さを再確認し、積極的に安全活動に取り組みましょう

## <安全文化を醸成するため各事業場での実施事項>

### ○全国安全週間期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか、全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

### ○継続的に実施する事項

- ① 安全衛生活動の推進
  - ア 安全衛生管理体制の確立
  - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
  - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
  - エ リスクアセスメントの実施
  - オ その他の取組
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
  - ア 墜落・転落災害防止（7月は墜落災害防止強調月間です）
  - イ 行動災害（転倒、腰痛）防止対策
  - ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
  - エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

## 三重県内の労働災害発生状況

	死亡者数			休業4日以上之死傷者数			
	令和4年 6月12日速報	令和5年 6月12日速報	対前年比	令和4年 5月末	令和5年 5月末	対前年比	
全産業	2	7	+250%	700	741	+41	+5.9%
製造業	1	1	±0%	185	207	+22	+12.0%
建設業	1	1	±0%	101	90	-11	-10.9%
運輸業	0	1	-	107	115	+8	+7.4%
林業	0	1	-	8	10	+2	+25.0%
小売業	0	1	-	78	82	+4	+5.1%
保健衛生業	0	0	±0%	64	67	+3	+4.6%
その他の産業	0	2	-	157	170	+13	+8.2%

製造業 内訳	死亡者数			休業4日以上之死傷者数			
	令和4年 6月12日速報	令和5年 6月12日速報	対前年比	令和4年 5月末	令和5年 5月末	対前年比	
食料品	0	1	-	41	48	+7	+17.0%
木材・木製品	0	0	±0%	9	7	-2	-22.3%
化学工業	1	0	-100%	15	13	-2	-13.4%
窯業土石製品	0	0	±0%	6	14	+8	+133.3%
金属製品	0	0	±0%	32	39	+7	+21.8%
一般機械	0	0	±0%	20	15	-5	-25.0%
電気機械器具	0	0	±0%	14	15	+1	+7.1%
輸送用機械	0	0	±0%	18	22	+4	+22.2%
その他の製造業	0	0	±0%	30	34	+4	+13.3%

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」  
(新型コロナウイルス感染症を除く)

## 第14次労働災害防止計画 死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ推進運動

三重労働局では、本年度より「第14次労働災害防止計画」がスタートしており、期間中の死亡者数を71人以下とし、死傷者数は2022年と比較して2027年は減少に転じさせることを目標としています。

従来より、三重県内の休業4日以上の死傷者数を年間で2,000人未満とする目標を定めていましたが、本年は6月1日より12月31日までの期間を「死亡災害撲滅」・「死傷災害2,000人未満」を目標とした「令和5年 死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ推進運動」を展開しています。死亡災害等の重大な災害の撲滅、機械災害の防止、行動災害（転倒、腰痛）の防止、高齢労働者の労働災害防止に向けた対策の推進をお願いします。

R5推進運動  
特設ページ



## 行動災害防止対策

職場における労働者の行動が原因である、転倒災害と腰痛災害（行動災害といいます）は増加傾向であり、三重県内において令和4年に発生した転倒災害による休業4日以上の死傷者数は564人で災害発生原因の1位、腰痛災害（動作の反動、無理な動作を含む）は331人で3位となっています。

行動災害が多い小売業（スーパー等）、介護施設等を対象に、自主的な安全衛生管理を促進するため、地方公共団体、関係企業等を構成員とするSAFE協議会を設置し、今年度は取組として行動災害の予防に係る啓発資料等の作成、安全衛生管理の好事例の紹介などを管内事業場に対し行っていきます。

## エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者労働災害防止対策)

エイジフレンドリーガイドラインとは、高齢労働者の就労が一層進み、労働災害による休業4日以上の死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加すると見込まれる中、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に取組が求められる事項を取りまとめたものです。

三重県内において令和4年に発生した休業4日以上の死傷者数は2,317人ですが、60歳以上の労働者が約3割（688人）を占めています。エイジフレンドリーガイドラインを活用して、働く高齢者の特性に配慮した職場環境改善に取り組みましょう。

## 墜落災害防止強調月間(7月1日から7月31日まで)

三重県内において令和4年に発生した、墜落・転落災害による休業4日以上の死傷者数は、391人で災害発生原因の2位となっています。墜落災害は他の労働災害に比べ被災による重篤度が高いことから、三重労働局では、毎年7月と12月を「墜落災害防止強調月間」として、墜落災害防止の取組を推進しています。墜落災害の撲滅を最重点とした経営トップによる安全パトロールなどを実施し、墜落によるリスクの低減を図りましょう。

# 進めていますか 職場の熱中症予防!

STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

取組期間:5月1日~9月30日

令和4年、三重県内では、4年ぶりに労働災害による熱中症の死亡災害が発生し、2名が亡くなり、休業4日以上  
の死傷者数も前年に比べて増加し8人(+60%)となりました。

三重労働局では、労働災害防止団体との連携のもと、職場における熱中症の予防のため「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開しています。

【令和5年度重点】

- WBGT値の把握及び測定結果に応じた対策
- 作業管理者及び労働者に対し、あらかじめ労働衛生教育を実施
- 管理体制を整備し、発症時・緊急時の措置の実施



## 熱中症予防管理者の選任

熱中症予防管理者を選任し、「WBGT値の測定」、「作業管理」、「作業環境管理」、「健康管理」を行いましょ。

## 労働衛生教育

各級管理者、労働者に対して熱中症予防のための教育を実施しましょ。また、教育は日々の朝礼時になどを捉えて、繰り返し実施してください。

## 作業時間の短縮

単独作業を控え、作業時間を短縮し、こまめに「休憩」をとりましょ。また、人命尊重のため「作業中止」の判断も必要です。

## 熱への順化期間

長期休み明け等は、1週間程度かけて徐々に体を慣らしましょ。

## 水分・塩分の補給

定期的(1時間に1回程度)な「水分・塩分摂取」を行いましょ。

## 涼しい服装・プレクーリング

透湿性・通気性の良い服装を着用し、クールベストや空調服などを併用しましょ。また、作業開始前、休憩中にあらかじめ「深部体温を下げ」、体温の上昇をおさしましょ。

## 作業開始前、作業中のWBGT値の測定・低減対策

日本産業規格(JIS Z 8504・JIS B 7922)に適合したWBGT指数計による作業場所毎の実測を行い、基準値を超える場合は必ず熱中症予防対策を実施しましょ。

## 高温多湿な場所での対策

「送風機」、「スポットクーラーなどの冷房設備」のほか、屋外では「簡易テントによる日除け」などを設置し、直射日光や照り返しを避けるようにしましょ。

## 休憩場所における対策

冷房設備、ミストシャワー、氷、冷たいおしぼり、飲料水、スポーツドリンク、塩飴、緊急処置の救急用具を備えましょ。

## 日常の健康管理

睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の摂取など、健康管理についての指導を行いましょ。

## 健康状態の確認

作業開始前だけでなく、作業中は頻りに巡視を行い、積極的に声かけをして確認しましょ。

## 緊急連絡網の作成と周知

熱中症の発生に備え、あらかじめ病院、診療所等の所在地と連絡先を記載した「緊急連絡網」を作成し周知しましょ。

## 熱中症を疑わせる症状が出たら

必ず一旦作業を離れ、身体を冷やし、水分・塩分の摂取を行ってください。必要に応じて救急隊を要請してください。救急車が到着するまで、被災者を絶対に一人にしないでください。

### 死亡災害【事例1】

発生月：8月  
業種：土木工事  
年齢：70代  
発生状況：一人で除草作業を行っていた被災者が、倒れているところを発見された。

### 死亡災害【事例2】

発生月：9月  
業種：土木工事  
年齢：30代  
発生状況：軽作業中に体調を崩した被災者が、帰るように指示された後、駐車場で倒れているところを発見された。

学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!  
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



三重労働局ホームページ  
「熱中症予防特設ページ」

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/stop\\_neccyusyo\\_mie.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/stop_neccyusyo_mie.html)



# 令和5年度労働保険年度更新手続きのお知らせ

## 申告納付の期間は

**6月1日(木)から7月10日(月)までです。**

**自主申告・自主納付による申告納付制度となっています。**

### <年度更新に関するお知らせ>

申告書の提出は、可能な限り「**電子申請**」・「**郵送**」にて提出していただくよう、ご協力をお願いします。

なお、申告書の受付・相談は県下労働基準監督署（雇用保険料のみの申告書は除く）、三重労働局労働保険徴収室において、**7月10日(月)**まで行っておりますので、申告書の作成等、不明なところがあれば電話で照会をお願いします。

また、申告書の提出は納付する保険料がある場合、金融機関でも可能です。

### <令和5年度の注意点>

令和4年度確定保険料は、令和4年10月に雇用保険率が変更しているため、労災保険料と雇用保険料を併せて申告いただく事業及び雇用保険料のみ申告いただく事業の場合、**保険料算定基礎額と保険料額を前期（令和4年4月1日～令和4年9月30日）と後期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）に分けて算出し、それぞれの合算額を申告することとなりますのでご注意ください。**

これに伴い、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表（両保険用）、確定保険料算定基礎賃金集計表（雇用保険用）及び申告書の様式を変更しています。

また、令和5年度における雇用保険率については次表のとおり、一般の事業**15.5/1000**、農林水産・清酒製造の事業**17.5/1000**、建設の事業**18.5/1000**となっておりますのでご注意ください。

なお、一括有期事業の保険料算定については、令和4年度年度更新と同様の方法となっております。

#### <令和4年度雇用保険率>

令和4年4月1日から令和4年9月30日

一般の事業	農林水産・清酒製造の事業	建設の事業
9.5/1000	11.5/1000	12.5/1000

令和4年10月1日から令和5年3月31日

一般の事業	農林水産・清酒製造の事業	建設の事業
13.5/1000	15.5/1000	16.5/1000

#### <令和5年度雇用保険率>

一般の事業	農林水産・清酒製造の事業	建設の事業
15.5/1000	17.5/1000	18.5/1000

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

## 令和5年度より「生産性要件」は廃止され 「賃金要件」及び「資格等手当要件」を新設します

令和4年度までは、生産性を向上させた事業主に対して助成額の加算を行っていましたが、企業における付加価値の向上を労働者に賃上げとして還元し、さらなる雇用の安定を実現するため、令和5年度からは「賃金要件」及び「資格等手当要件」により助成額の加算を行います。

「賃金要件」又は「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合は、別途申請を行うことで、訓練経費についてはプラス15%等の加算分を追加で受給することができます。

### 賃金要件

毎月決まって支払われる賃金（基本給及び諸手当）について、**訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させていること**。なお、賃金が5%以上増加していることについては、対象労働者ごとに、賃金改定後3か月間の賃金総額と改定前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が5%以上増加していること。

### 資格等手当要件

資格等手当（毎月決まって支払われる手当）の支払いについて、就業規則、労働協約又は労働契約等に規定した上で、**訓練終了後の翌日から起算して1年以内に全ての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加させていること**。なお、資格等手当の支払いにより賃金が3%以上増加していることについては、対象労働者ごとに資格等手当支払い後3か月間と資格等手当支払い前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が3%以上増加していること。

### 支給申請期限

全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金又は資格等手当を3か月間継続して支払った日の翌日から起算して5か月以内に、割増助成分を別途申請。

※加算の対象となるコースや加算率(額)については、各コースのパンフレットをご覧ください。

※制度導入助成である教育訓練休暇等付与コース及び人への投資促進コース(長期教育訓練休暇制度/短時間勤務等制度)における賃金要件及び資格等手当要件は、上記に記載の要件と異なりますので、詳細版パンフレットでご確認ください。

※毎月決まって支払われる賃金や資格等手当の支払後、合理的な理由なく当該賃金や手当を引き下げる場合等は加算の対象となりません。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

人材開発支援助成金

検索



事業主の皆さまへ

2023(令和5)年10月1日～

# 「特定求職者雇用開発助成金」の提出書類に関する変更を行います 有期雇用労働者の場合、雇用契約書に 「自動更新」である旨が明記されていることが 必要になります

「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象が有期雇用契約の労働者の場合、対象労働者が望み限り更新できる「自動更新」であることが必要です。

現在、雇用契約書に自動更新の記載がない場合も、就業の実態や疎明内容等も踏まえて一部支給対象としていますが、より適正な支給を行うために、今後は、雇用契約書に「自動更新」である旨が明記されていることが必要となります。

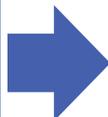
変更後の取り扱い  
の適用対象

令和5年10月1日以降に採用した労働者

## 変更内容

## 現 行

例外的な取扱いとして、疎明書の提出により、契約更新の実態が有期雇用（自動更新）であると判断できる場合は、助成対象とすることも限定的に認める  
[例外的な取扱いとして、更新の実態も踏まえて判断]



## 変更後 (R5.10.1～)

雇用契約書に有期雇用（自動更新）である旨、明記されている場合のみ助成対象とする  
[雇用契約書に記載されている内容により判断]

- 審査にあたって、対象労働者本人に雇用契約の実態等について聞き取りを行う場合があります。

## 対象となるコース

特定求職者雇用開発助成金のうち、以下の4コースが対象となります。

- 「特定就職困難者コース」
- 「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」
- 「生活保護受給者等雇用開発コース」
- 「成長分野等人材確保・育成コース」

## お問い合わせ先

特定求職者雇用開発助成金の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。  
また、ご不明点などは以下のお問合せ先にご連絡をお願いします。

三重労働局 職業安定部 助成金センター  
電話：059-213-9870（受付：平日8時30分～17時15分）



ウェブサイトはこちら

事業主のみなさんへ



# アルバイトの労働条件を確かめよう！ キャンペーン中です

～事業主として一度考えてみませんか？アルバイトのこと～



アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？

※労働者が希望した場合には、メール等(プリントできるもの)での明示も可能です



勤務シフトは適切に設定されていますか？  
学生の場合は、学業と両立できるよう配慮していますか？



アルバイトについても、労働時間を適正に把握していますか？



アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？



アルバイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？



こちらをご覧ください

ポータルサイト  
確かめよう 労働条件



確かめよう！  
労働条件。

広報キャラクター「たしかめたん」



平日夜間・土日の相談は  
労働条件相談ほっとラインへ！

はい！ ろうどう  
0120-811-610

月～金:午後5時～午後10時  
土・日・祝日:午前9時～午後9時



## 令和5年度 業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。賃金の引き上げ額によって30円コース、45円コース、60円コース、90円コースがあります。

申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、引き上げる労働者数、助成の上限額が定められていますので、詳細は事前にお尋ねください。

お問合せ先：業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440  
三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2110



## 三重県内の最低賃金

三重県最低賃金 時間額 **933円**  
(令和4年10月1日発効)

特定（産業別）最低賃金		効力発生日
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額 <b>970円</b>	令和4年 12月21日
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 <b>952円</b>	令和4年 12月21日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額 <b>987円</b>	令和4年 12月21日

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、左表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、次の労働者は、「三重県最低賃金」が適用されます。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇い入れ後3月未満（「ガラス・同製品製造業」及び「電線・ケーブル製造業」は6月未満）の者であって、技能習得中のもの
- 主として清掃又は片付け等軽易業務に従事する者  
また、派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※三重県（地域別）と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円 平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円 平成27年12月20日発行）」、「三重県ガラス・同製品業最低賃金（時間額923円 令和3年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県（地域別）最低賃金の金を支払わなければなりません。

詳細については、三重労働局賃金室  
(TEL059-226-2108) 又は最寄の労働基準監督署  
へお尋ねください。

三重労働局ホームページ  
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/>)  
にも掲載しています。

必ずチェック  
**最低賃金**



支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかは、以下のサイトで確認できます。

<https://pc.saiteichingin.info/>

## 副業・兼業時の労働時間の通算のポイント

企業も労働者も安心して副業・兼業を行えるようにするためには、副業・兼業を行うことで、長時間労働にならないようにする必要があります。

そのためには、企業は、自社の労働時間を、副業・兼業先の労働時間と通算するなど適切な労務管理を行うことが大切です。

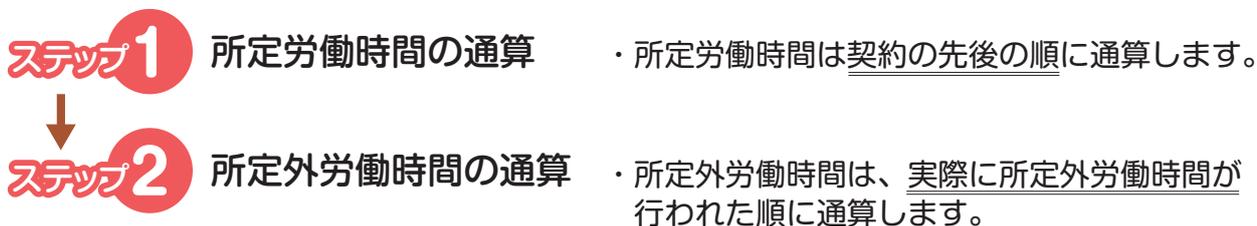
### 労働時間の通算とは

- 使用者は、労働者の自己申告などで、副業・兼業先での労働時間を把握し、自社での労働時間と足し合わせます。
- 副業・兼業先での労働時間を自社での労働時間と合わせた結果、自社での労働が、1週間40時間または1日8時間を超える法定外労働に当たる場合、36協定の締結、届出、時間外労働に対する割増賃金の支払いが必要になります。
- さらに、自社と副業・兼業先での法定外労働の時間と休日労働の時間を合わせて、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とする必要があります。

### 留意点

- **使用者の方へ・・・**  
副業・兼業に伴う労務管理を適切に行うため、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておきましょう。
- **労働者の方へ・・・**  
使用者が適切な労務管理を行えるよう、ご自身でも勤務先の各企業での労働時間を把握し、それぞれの使用者に報告するようにしましょう。

### 労働時間通算の原則的な手順



※所定労働時間 …事業場で定められた労働時間であり、法定労働時間とは異なる場合があります。

※所定外労働時間…所定労働時間を超えて働いた時間であり、法定労働時間である1週40時間、1日8時間を超えるまでは法律上、36協定の締結、届出や割増賃金の支払いの義務は発生しません。

問合せ先：三重労働局労働基準部監督課（TEL059-226-2106）

## 連合会活動日誌

(令和5年3月～6月)

### ◆3月30日 令和4年度第5回理事会を開催

令和4年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について報告、説明を行うとともに、令和5年度の事業計画及び収支予算、令和5年度定時総会の持ち方などを議論に開催し、原案通り承認されました。

### ◆4月21日 監事による令和4年度事業の業務・会計監査を実施

令和4年度決算の完了等に伴い監査が実施されました。

### ◆5月8日 主たる事務所を移転

新事務所(津市東丸之内33番1号 津フェニックスビル7階)にて業務を開始しました。

### ◆5月11日 令和4年度第1回労働災害防止等関係団体会議に出席

三重労働局が主催し県内防災団体等をメンバーとする同会議に専務理事、事務局長が出席するとともに、三重県産業安全衛生大会について共催団体間の打ち合わせを行いました。

### ◆5月15日 令和5年度第1回理事会を開催

令和5年度定時総会への提出議題、令和4年度公益目的支出計画実施報告書等を議題として理事会を開催しました。

### ◆5月22日 中部安全衛生技術センターとの連絡会議に出席

本年10月21日・22日にサンワーク津で行われる、労働安全衛生法に基づく免許試験(三重地区特別出張試験)の実施に向けて、同センターと当連合会を始めとする協力団体等との連絡会議に出席しました。

### ◆5月16日～24日 各地区労働基準協会総会に出席

16日から24日にかけて、各地区労働基準協会の総会が行われ、事務局が会長代理として出席しました。

### ◆5月26日 令和5年度定時総会などを開催～新役員を選出

全会員出席のもと、令和5年度定時総会が開催され、令和4年度事業報告・決算報告が原案どおり承認されるとともに、令和5年度事業計画・収支予算を報告しました。また、辞任に伴う理事1名、任期満了を迎えた理事4名・監事1名の改選について審議し、新役員を決定。総会終了後、直ちに新役員による理事会を開催し、総会選出の理事から代表理事(会長)として、杉浦雅和氏(津)を選定しました。

## 連合会からのお知らせ

### 「第82回全国産業安全衛生大会及び緑十字展 2023 in 名古屋」開催のお知らせ

本年9月愛知県名古屋市において「第82回全国産業安全衛生大会 2023 in 名古屋」と「緑十字展 2023 in 名古屋」が開催されます。多数のご参加、研究発表のご応募をお願いします。

開催期間：令和5年9月27日(水)～29日(金)

総合集会：令和5年9月27日(水) ポートメッセなごや

特別講演：スポーツ庁長官 室伏広治氏

「スポーツで未来を創る

～ライフパフォーマンスの向上のためにスポーツが果たす役割～

お問合せ：中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課

TEL：03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>



### 「令和5年度三重県産業安全衛生大会」開催のお知らせ

日 時：令和5年10月4日(水) 13:00～

場 所：三重県文化会館 中ホール (津市上津部田1234)

主 催 者：三重労働局ほか県内労働災害防止関係団体

内 容：安全衛生優良事業場等の表彰、特別講演、安全衛生相談、健康測定、保護具等の展示等

特別講演：ジャーナリスト 中村竜太郎氏「修羅場で身に着けた安全管理 ～文春記者の取材現場から」(仮題)

(県内各労働基準協会において参加(無料)の募集・受付をいたしますので、多くの方々にご参加いただけますようお願い申し上げます。)

お問合せ：(一社)三重労働基準協会連合会

TEL：059-227-1051 <https://www.mierouki.or.jp/>

### 「適格請求書発行事業者に係る当連合会の登録番号」のお知らせ

2023年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定です。当連合会の登録申請手続きは完了しておりますので、適格請求書発行事業者登録番号をご案内申し上げます。

**適格請求書発行事業者登録番号 T9190005009927**

## 講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

種 別	実施月日	会 場	受講費用
安全衛生推進者養成講習	7月25日～26日	津フェニックスビル6階講習会場	13,080円
衛生推進者養成講習	10月31日	津フェニックスビル6階講習会場	8,900円
安全管理者選任時研修	8月22日～23日	津フェニックスビル6階講習会場	11,650円
産業用ロボット教示等業務 特 別 教 育	8月29日～30日	ホンダアクティブランド(鈴鹿)	11,980円
産業用ロボット検査等業務 特 別 教 育	7月19日 20・21日	NDSソリューション(四日市)	23,530円
産業用ロボット検査等業務 特 別 教 育	9月20日 21・22日	NDSソリューション(四日市)	23,530円
フルハーネス型墜落制止用器具 特 別 教 育	10月17日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,640円
リスクアセスメント実務研修(中災防と協力)	7月18日	津フェニックスビル6階講習会場	31,680円
化学物質管理者講習(製造)	7月6日～7日	近鉄百貨店四日市店	27,380円
化学物質管理者講習(製造)	9月7日～8日	津フェニックスビル6階講習会場	27,380円
第2種衛生管理者習 免 許 試 験 受 験 準 備 講 習	8月9日～10日	津フェニックスビル6階講習会場	14,290円

# 令和5年7月～10月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別	実施月日	会 場	受講費用
プレス機械作業主任者技能講習	9月26日～27日	鈴鹿地域職業訓練センター	11,540円
乾燥設備作業主任者技能講習	8月17日～18日	津フェニックスビル6階講習会場	11,650円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	7月13日～14日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	7月27日～28日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	8月3日～4日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	8月9日～10日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	9月5日～6日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	9月14日～15日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	10月12日～13日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	7月11日～12日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	8月1日～2日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	8月31日～9月1日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	9月12日～13日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	10月10日～11日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	10月26日～27日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
石綿作業主任者技能講習	7月4日～5日	鈴鹿地域職業訓練センター	11,980円
石綿作業主任者技能講習	8月1日～2日	津フェニックスビル6階講習会場	11,980円
石綿作業主任者技能講習	9月28日～29日	鈴鹿地域職業訓練センター	11,980円
建築物石綿含有建材調査者	8月29日～30日	津フェニックスビル6階講習会場	48,280円
建築物石綿含有建材調査者	10月24日～25日	津フェニックスビル6階講習会場	48,280円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	7月19日～21日	北勢自動車協会(四日市)	15,610円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	8月23日～25日	北勢自動車協会(四日市)	15,610円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	9月20日～22日	北勢自動車協会(四日市)	15,610円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	10月18日～20日	北勢自動車協会(四日市)	15,610円
ガス溶接技能講習	7月15日～16日	鈴鹿地域職業訓練センター 富士電機(株)鈴鹿工場	13,750円
ガス溶接技能講習	9月23日～24日	ポリテクセンター伊勢	13,750円
ガス溶接技能講習	10月7日～8日	ポリテクセンター三重(四日市)	13,750円
ガス溶接技能講習	10月27日～28日	トラック協会尾鷲研修センター 伊藤工作所(尾鷲)	13,750円

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。
- 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご了解ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。また、会員事業場は、テキスト代を補助しています。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。
- 養成講習、特別教育等については前頁に記載。**